

八王子生活実習所 社会福祉士実習要領

**社会福祉法人武蔵野会
八王子生活実習所**

実習するにあたっての諸注意

福祉施設の実習にあたっては「他者の生活の場に踏み入る」という意識をもって謙虚に、そして機会を提供して下さった利用者への感謝の念を忘れずに実習に臨んでください。

実習は、分からないことだらけだと思いますが、積極的に利用者との関わりを深め、実習課題を主体的に考え取り組む姿勢を期待します。

実習は学内の講義や実習で学んだ知識・技術に関する成果を、福祉施設の現場において、ソーシャルワーカーの立場で実践し、応用することによって、社会福祉士に必要な基本的知識・技術を体系的に把握するものです。

実習の経験にもとづいてソーシャルワークの価値・知識・スキルを向上させるために、より深く自分自身を内省し、自己評価の場とすることを期待しています。

また、みなさんが実習される八王子生活実習所は、社会福祉法人武蔵野会が運営している知的障害者を中心とした生活介護事業を行う通所施設です。武蔵野会では特に基本理念「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」の実践を基本にした「理念経営」を標榜しています。この実習を通じて武蔵野会の支援のエッセンスを吸収していただけたら幸いです。

実習するにあたって特に以下のことを実習生にお願いしています。

1. 人間尊重 (呼称 成人施設)
2. プライバシー (守秘義務 個人情報 プライバシー)
3. 安全の徹底
(勝手に行動しない 分からなければ職員に聞く)
4. 感染対策の徹底
5. 安心感覚 信頼関係の形成 (非審判的態度 受容)
6. 報告・連絡・相談 (自分勝手に判断しない...)
7. 社会人としてのマナー 私語厳禁
8. 学ぶ姿勢 謙虚さと積極性
9. 自らが変わることによって相互の変容がおこる
10. 自分自身の健康管理

活動するにあたっての服装など

- 持ち物・ 実習記録
- ・ 筆記用具
 - ・ その他指定されたもの
- 服装
- ・ 普段着で良いが動きやすい服装 ジャージは不可。
 - ・ 裾がほつれていたり破れているGパンやシャツ、短パンは不可。
 - ・ 煽情的なロゴのあるシャツ、胸元が大きくあいていたりや下着が見える服装は遠慮してください。
- 靴
- ・ 内履きと外履きを用意。内履きはかかとを入れるか固定する靴。外履きはハイヒールなどかかとの高い靴は不可。運動靴が望ましい。
- 身嗜み
- ・ まとまりのないロングヘヤー、金髪、マニキュア、イヤリング、香水は控えてください。その他装身具やつけ爪などは外してください。
 - ・ 不潔な髪、無精ひげなどは実習にふさわしくありません。
 - ・ 詳細は身嗜みチェックリストで確認してください。

全般的な連絡事項

1. 名札を用意しますので名札をつけてください。帰りに返却してください。
2. ロッカーの鍵を渡しますので帰りの際に必ず返却してください。
3. ロッカーは実習初日にお伝えします。
4. 携帯電話はロッカーに収納してください(マナーモード)。
5. 全館禁煙です。喫煙場所は別に定めていますので喫煙者をご相談ください。
6. 感染症対策のため、毎日登園したら検温して下さい。体温が高い場合は必ず申告してください。
7. 下痢，嘔吐，悪寒，頭痛，感冒症状などの体調不良がある場合は必ず申告してください。利用者への施設内感染を予防するため，体調不良の場合は実習中止とします(代替の措置をとりますので安心して下さい)。
8. 欠席・遅刻・早退については必ず事前に施設へ連絡して下さい。朝は、可能な限り 8:30 前までにお願いします。
9. 「暴風警報」などの荒天の場合は実習日程、時間などの代替措置をとります。
10. 実習時間は基本的に 8:30～17:30 とします
11. 弁当持参者は食堂冷蔵庫を使用可能です。食事は陶芸室でお願いします。
12. 休憩時間は外出自由です（近隣にコンビニあり）。
13. 個人情報保護の誓約書を提出してもらいます。
14. 休憩はプログラムによって変更になります 外出等の時には短縮になる場合もありますのでご了承ください。
15. 実習ノートは翌実習日の朝に提出してください。
16. 社会福祉士の実務研修担当者を配置しますが、現場では個々に現場実習担当者を配置しますので、その者の指導を受けてください。
17. 実習生アンケートにご協力ください。

実習の意義

(1) 実習受け入れの意義

当法人は、当法人が社会的評価を得るため、第三者評価を取り入れています。相談援助実習を当法人が受け入れる意義の第一は、武蔵野会の基本理念である「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」の実践であり、それは、「福祉施設の社会的使命」「次世代の福祉人材の養成」「利用者にとって開かれた福祉施設環境」です。また、このように相談援助実習を受け入れることは、当実習所を評価するための一つの評価基準であり、当法人が社会的評価を得るうえでの一つの指針でもあります。

一方、当実習所の職員の OJT (On the Job Training) の機会ともなっており、相談援助実習の担当職員が職員へのスーパービジョンの力量や多種間での職務調整を行ううえでのマネジメントの力量を向上させることにつながる意義を有しており、相互循環的な人材育成環境となります。

(2) 学生の実習の意義

学生は、実習を通して具体的な体験や援助活動を社会福祉士の専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていく能力を涵養します。

体験によって現場での実践知を学び、今まで学校で学んだ知識やスキルを現場の中で検証し、実践知と形式知を融合してさらに大きな気づきへとつなげていくことが求められています。

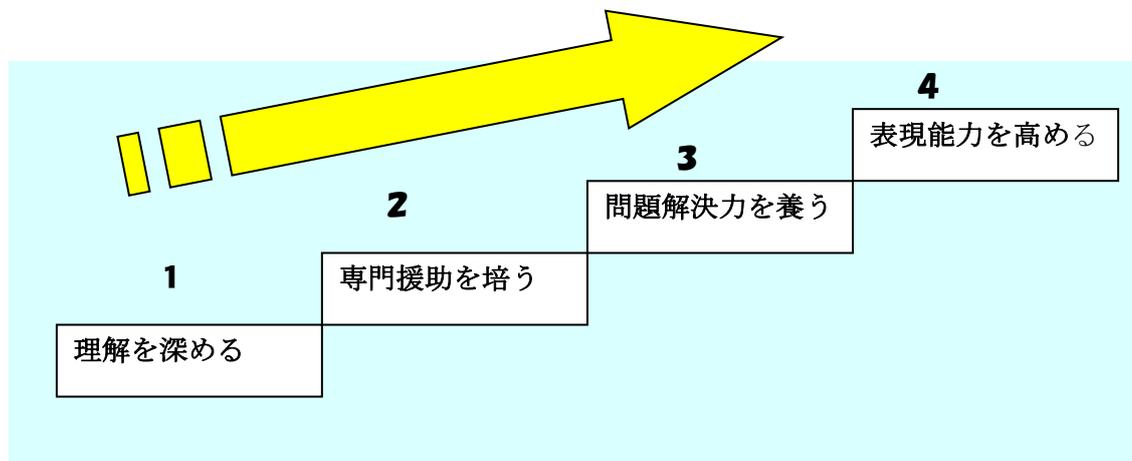
特に、学生にとって実習は、現場の中で自己の長所や欠点を知り、性格傾向や癖を知り、内面を振り返る絶好の機会を提供してくれます。スーパービジョンを受けながら科学的な支援を学び、職業としての福祉実践のありかたを学んでいってください。

一方、現場では、自分の描いたイメージと違った体験をすることになるかもしれません。それはまた大切な感覚であり、感じ方、受け取り方の相違を意識して実習過程でその想いや気づきをスーパーバイザーにぶつけていくことがさらに社会福祉の理解を深めていくことになるでしょう。

目標・課題

- 実習に臨む態度
 - ・ 社会人として自覚をもってください
 - ・ 目標を持ち積極的に参加してください
 - ・ 人権擁護、守秘義務などの専門職としての倫理を習得してください
 - ・ 実習課題を明確にして、課題に対応した実習ノートの記述を
 - ・ 実習は主体的に考えることが大切なので問題意識を常に持とう
 - ・ 現場のあらゆることに興味・関心を深めよう
- 利用者の理解
 - ・ 利用者を安易なラベリングで理解せず、極めて個別的な存在として理解しよう
 - ・ 利用者により深く関心をむけましょう
 - ・ 利用者の気持ちや感情を理解しようと努めましょう
 - ・ 利用者の課題・ニーズを理解しましょう
- 自己理解
 - ・ 自分の感情の動きを理解してください
 - ・ 自分の感情を表現してみましょう
 - ・ 自分の抱いた感情の意味を理解しましょう
- 法律・制度、福祉社会システムの理解
 - ・ 八王子生活実習所の根拠法を理解しよう
 - ・ 社会資源の活用、社会資源の開発について学ぶ
 - ・ 地域の組織化、福祉社会形成のまちづくりについて学ぶ
- 武蔵野会の理解
 - ・ 社会福祉法人武蔵野会について理解してください
- 八王子生活実習所の機能と構造の理解
 - ・ 社会福祉施設の役割・機能を理解しよう
 - ・ 社会福祉施設の事業活動を理解しよう
 - ・ 社会福祉施設の地域との関係を理解しよう
- 個々の様々な社会ニーズに応じた相談援助技術を学ぶ
- 利用者の日常生活経験を通じて「生活の質(QOL)」を図れるような援助実践ができるようになる
- 行事、クラブなどのグループワークや利用者のケースワークを体験し、施設で行われる個別、集団、地域援助技術について学ぶ
- 各専門職との連携、地域との連携の技術、方法を学ぶ
- 社会福祉士としての専門職像・職業倫理について学ぶ
 - ・ 社会福祉士の役割・機能などを自分自身でイメージして語れるように

実習の学習過程



【ステップ1】理解を深める

- ・ 利用者の理解を、コミュニケーションを通じて高める
- ・ 職員の支援態度を観察し、専門職としての倫理・価値観に気づく
- ・ 施設の機能と運営を理解する
- ・ 施設と地域、他の社会資源との連携を学ぶ

【ステップ2】専門援助技術を培う

- ・ 利用者の自主性を尊重し、権利擁護の視点に立った援助関係を結ぶ
- ・ 面接、相談、記録の実践場面からその技術を学習する
- ・ 直接・間接援助場面からその技術を学習する
- ・ 施設と地域、他の社会資源との連携を学ぶ

【ステップ3】問題解決力を培う

- ・ さまざまなアセスメントを行う
- ・ 問題解決に必要な調査・分析の手法を学ぶ
- ・ 問題解決に必要な課題について、仮説を立てる
- ・ 仮説検証型の援助を行う

【ステップ4】表現能力を高める

- ・ 理念・価値を自らの実践を通じて自らの言葉で語る
- ・ ストレングス視点の支援計画をプレゼンしてみる
- ・ その他、学んだこと気づいたことを報告する
- ・ 自分の価値観や今後の生き方について再検討する

実習ノートの書き方

- ① 実習中に指導・助言を受けた内容はメモをとりましょう。
- ② 「感じたこと」「考えたこと」「疑問に思ったこと」を率直に記しましょう。その記述から指導者は、あなたが何をどのように思っているのかを感じ取り、適切な助言ができるように思います。
- ③ 特に「疑問に思ったこと」など違和感があることや授業で習ったことと違うと感じたことなどを率直に書いてくれば、理論と実践の違い、バリエーションの豊富さなどをお話できると思います。
- ④ 但し、現場は実践の場です。理想通りいかないことばかりです。それを少しずつ理想に近づける努力をしています。批判的な記述は慎みましょう。(間違っていると思います、おかしいと思います…ではなく、疑問に思った、授業ではこう教えられた、本ではこう書いてあったのに今日見た内容は〇〇の点が違うので違和感を感じた…というように書くと良いです)
- ⑤ だらだらと書かずに印象に残ったことを絞って書くのが良いです。課題を事前に立てているので、学習課題を意識して書きましょう。
- ⑥ 「有意義だった」「感動した」「頑張ろうと思う」「〇〇について学んだ」「〇〇について教えてもらった」などの抽象的な内容は避けましょう。具体的に何をどのように習ったのか。場合によっては図などで示しながら書くといいでしょう。
- ⑦ 鉛筆書きは不可です
- ⑧ 人権に配慮した書き方をこころがけましょう。差別表現、相手を格下に見る書き方など注意してください。
- ⑨ 誤字脱字のないように、曖昧な漢字は辞書で確認しましょう。
- ⑩ 略字は使わないようにしましょう。
- ⑪ 事実を整理して、解釈を書く。事実と解釈を分けて書きましょう。
- ⑫ 自分の実践（判断と行動）を記述しましょう。
- ⑬ 前日に指導・助言されたことは振り返りの視点をもって、ノート上で振り返りをしましょう。昨日、〇〇について△△にするよう指導を受けたので本日は〇〇について××のように行ったところ□□となった。△△することなのだ気がついた…というような気づきや振り返りがあると良いと思います。
- ⑭ プライバシーの観点からイニシャルではなくアルファベット（Aさん、Bさん…）を使用して利用者が特定されないようにしましょう。
- ⑮ 記述についてどう書いて良いのか分からなかったら遠慮なく指導担当者に聞きましょう。

社会福祉実習 個別実習計画 (モデル 24日実習) No.1

八王子生活実習所

- ・ 下記スケジュールを参考に、実習を進めていってください。
- ・ 課題項目をその日の実習課題として意識して実習に取り組み、フィードバック・スーパービジョンでさらに深めていきます。
- ・ 別紙「実習プログラム項目」の「価値・知識・技術」を参照してください。
- ・ ご自分の実習計画に合わせて変更も可能ですので、別紙実習プログラム項目を参照し、取り組みたい内容を積極的に申し出てください。
- ・ 支援内容の関係で課題項目が変更になる場合もあります。

実習日		課題項目	特記
第1週 ／ 職 場 実 習	1	／ 障害者支援施設の概要・役割・機能 利用者支援：環境に慣れる	
	2	／ 利用者支援：行動規範「理念の理解」 ノーマライゼーション・ウェルビーイング・インクルージョン	
	3	／ 利用者支援：行動規範「受容」 バイスティック7つの原則・ストレングス・エンパワメント	
	4	／ 利用者支援：行動規範「人間の理解」 生活の質の向上・最善の利益	
	5	／ 利用者支援：行動規範「安定した関わり」 ジェントルティーチング	グループ会議
	6	／ 利用者支援：行動規範「共にある関係」 人権・アドボケイト・対等平等の関係・自己覚知と内省	
第2週 ／ 職 種 実 習	7	／ 他職種連携・チームアプローチ	
	8	／ 地域社会との関わり サービス支給プロセス	外出引率
	9	／ 利用者支援プロセス ケースワーク	
	10	／ 利用者支援プロセス グループワーク	グループ会議
	11	／ 利用者支援プロセス コミュニティーワーク	
	12	／ 利用者支援プロセス 生活課題考察 (ABC 分析) / 応用行動分析	

社会福祉実習 個別実習計画 (モデル 24日実習) No.2

八王子生活実習所

第3週	13	／	利用者支援プロセス プログラム企画・運営・立案 (個別支援計画と連動)		
	14	／	利用者支援プロセス 連絡帳・支援記録 (個別支援計画と連動)		
第4週	15	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント 個別支援計画 (アセスメント・作成と変更・説明と交付・会議)	ケースカンファレンス	
	16	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント サービス提供プロセス管理・記録管理 (支援記録)		
ソシヤルワーク実習	17	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント 利用者苦情相談・家族対応・面接相談	グループ会議	
	18	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント 支援内容に関連する関係機関との連携		
	19	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント 管理者への支援状況報告	個別課題指導	
	20	／	サービスマネジメント・ケアマネジメント 個別支援計画の立案	個別課題指導	
	21	／	リスクマネジメント	個別課題指導	
	22	／	地域交流・社会貢献	個別課題指導	グループ会議
	23	／	権利擁護	個別課題指導	
	24	／	第三者評価：施設評価と改善提案 まとめ・アンケート		

社会福祉実習 セルフフィードバック（モデル 24日実習） No.1

八王子生活実習所

- ・実習で学んだ事を下記にまとめて、自分自身の実習カリキュラムを作りましょう。
- ・最終日にスーパーバイザーに提出してください（確認後お返しします）。
- ・24日間実習の方は、前期12日終了したら、一度提出して下さい。

実習日		実習カリキュラム	特記
第1週 ／ 職 場 実 習	1	／	
	2	／	
	3	／	
	4	／	
	5	／	
	6	／	
第2週 ／ 職 種 実 習	7	／	
	8	／	
	9	／	
	10	／	
	11	／	
	12	／	

社会福祉実習 セルフフィードバック（モデル 24日実習） No.2

八王子生活実習所

第3週・	13	／		
	14	／		
第4週 ／ ソーシヤルワーク実習	15	／		
	16	／		
	17	／		
	18	／		
	19	／		
	20	／		
	21	／		
	22	／		
	23	／		
	24	／		

当実習所の福祉実習で学んで頂きたい 社会福祉の価値

■ 理 念

■ 行動規範

■ 行動規範の理解

- 理念の理解（自己覚知と自己啓発）
- 受容
- 人間の理解
- 安定した関わり
- 共にある関係
- 望ましい支援とは
 - 非機械的な支援
 - 非権威的な支援
 - 寛容さのある支援
 - 落ち着いている支援
 - 関心を寄せる支援
 - 強制や命令を伴わない支援
 - 従順と服従を強いることのない支援
 - 拘束、報酬、罰を伴わない支援

「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」

「自分を愛する」とは

理念は「自分を愛する」行為と「隣人を愛する」行為を同じように行いなさいと言っています。

それを実行するには、「自分を愛する」とはどういうことかをまず考えなくてはならないでしょう。

「自分を愛する」と言う行為は、年齢を重ねるごとにその内容が変化していきます。

だから、現在の自分が自分をどう愛しているのかを知ることが重要になります。

つまり、今の自分を知ることが、理念実践の基本となるのです。

さらに言えば「自分を愛する」とは、あるがままの今の自分を理解し、その自分を受け入れ、啓発していくことです。

ここで大切なのは啓発していくということで、利己的な愛に埋没することではありません。

利己主義は「隣人を愛する」と対峙します。

未熟な自分を受け入れながら、自己啓発をすることが「隣人を愛する」とにつながります。

そして、自分を理解し、啓発していく中で、自己と他人を対等と考えることが理念の理解の下地となります。対等と感ずることによって、「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」のようにが成り立つのです。

「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」とは「あるがままの自分を「理解」し「受け入れ」、「啓発」することによって、あなたの隣人と「対等な関係」を築き、隣人をあるがままに「理解」し「受け入れ」なさいということです。

キーワードは「理解」「受け入れる」「啓発」「対等な関係」です。

「基本理念の理解の重要性」

法人の基本理念が職員に同様に理解されることは、極めて重要なことです。

なぜならば、人は意識せずに同じ価値観や方向性を共有することが難しいからであり、共有出来なければ、武蔵野会の職員としての意義はないに等しいのです。

武蔵野会の職員は同じ理念のもとに法人に集い、同じ方針で働くことで大きな力を生み、社会福祉に大きく貢献できると考えています。

行動規範

武蔵野会で働く職員は、常に武蔵野会の理念の理解と実践に心がけます。

1. 私たちは、自分を理解し、啓発することによって、困難に立ち向かい、福祉の仕事に邁進します。
2. 私たちは、利用者ひとりひとりをあるがままに理解し、必要な支援をきめ細かく実施します。
3. 私たちは、利用者のより深い理解のために、目に見える行動だけではなく、人間の内面に目を向けます。
4. 私たちは、職員の存在が利用者にとって大きな影響を与える可能性があることを自覚し、安心・安全・満足をもたらすかかわりを実践します。利用者が混乱した言動をとるときに、もっともその実践が必要なことを認識します。
5. 私たちは、利用者の能力向上のみに意識をとらわれず、利用者と行動を共にすることにより、お互いを分かり合える関係を作ることに主眼をおきます。

社会福祉法人武蔵野会 倫理綱領

社会福祉法人武蔵野会の職員は、法人の基本理念の具現化と、福祉関係法令の遵守をめざして、本綱領を作成し、守ることを宣言します。

1. 利用者支援にあたっての原則

①【差別の撤廃】

私たち職員は、利用者の人権擁護に努め、利用者一人ひとりがあるがままに受容し、国籍、出自、性別、年齢、信仰する宗教、文化的背景、社会経済的地位、障害や疾病の状態、性的指向、その他いかなる理由によっても差別をしません。

②【自己決定と個人の尊重】

私たち職員は、利用者一人ひとりの個性を理解し、利用者自身の選択と決定を尊重しながら、一人ひとりの利用者の自己実現と自立的な生活の実現を目指すとともに、施設利用にあたって本人の尊厳や利益が損なわれないよう、利用者主体の支援を行います。

③【平等な立場】

私たち職員は、利用者的人格や行動を、情緒豊かに受容し、内面理解を通じて共感し合い、常に当事者意識を忘れずに、精神的な自立や意欲の向上を促しながら、人としての平等な立場で支援します。

④【社会参加の支援】

私たち職員は、利用者一人ひとりの市民としての権利を守るとともに、地域の中で、地域社会の成員としての役割を担いつつ、自立的で豊かな生活を送ることができるよう、地域社会を共有の財産として活用しながら、利用者の社会参加の支援と地域福祉の向上に努めます。

2. 職員の基本姿勢 <利用者に対する倫理責任>

①【利用者利益の優先】

私たち職員は、職務の遂行に当たり、利用者の生活をより豊かにするため、利用者一人ひとりのライフステージに応じた安全・安心・満足を充足する支援サービスを最優先に考えます。

②【私的利用の禁止】

私たち職員は、自己の私的な利益のために利用者との関係を利用しません。

③【傾聴と個人の尊厳の尊重】

私たち職員は、常に利用者一人ひとりの声(訴え)に傾聴し、利用者の人格とプライドを尊重した関わりを持ち、信頼関係を強めていくことを通して、利用者が安心と誇りを持つことのできる生活の実現を目指します。

④【個人情報保護・秘密保持】

私たち職員は、利用者や関係者から個人情報を得る場合、その利用目的を明確にした上で、職務上必要な範囲にとどめるとともに、知り得た利用者一人ひとりの情報の秘密の保持と適切な取り扱いに努めます。これは、何らかの事情で、利用者が退所したり、職員が職務を退いた後も同様とします。

⑤【プライバシーの尊重】

私たち職員は、利用者のプライバシーを最大限尊重し、関係者から情報を得る場合は、必ずその利用者から文書による同意を得てから行います。利用者の意思表示が困難な場合は、成年後見人や保護者などの同意を得ることとします。

⑥【知る権利】

私たち職員は、利用者が自ら利用できるサービスや社会資源の内容について、これを制限してはならず、知る権利を大切にします。

⑦【説明責任】

私たち職員は、利用者が求める情報や支援に関わる必要な情報を適切な方法でわかりやすい表現を用いて提供し、活用できるように支援します。

⑧【記録の開示】

私たち職員は、利用者から記録の開示の要求があった場合、所定の方法で本人に記録を開示します。

⑨【体罰・虐待の禁止】

私たち職員は、いかなる理由があっても利用者に対して体罰・虐待は絶対に行いません。ここでいう体罰・虐待とは、直接・間接を問わず、利用者 に身体的および精神的苦痛を与える（与える可能性があることを含む）ことを指します。

⑩【性的差別・虐待の禁止】

私たち職員は、利用者に対して、性別・性的指向等の違いから派生する差別やセクシャルハラスメント、性的虐待を絶対に行いません。

3. 同僚との関わり(職員のチームワーク) <実践現場における倫理責任>

①【最良の実践を行う責務】

私たち職員は、現場において、最良の職務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮します。

②【敬意と連携・協力】

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに最大限に応えていくために、相互の専門性を尊重し、敬意を払うとともに、常に迅速な「報・連・相」を行い、連携・協力し合います。

③【相互批判】

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに最大限に応えていくために、必要に応じて、真摯な態度で利用者支援の内容について相互批判していきます。

④【通告義務】

私たち職員は、本綱領から逸脱した行動をとり、利用者の権利、身体、財産等を侵害したり、侵害する危険性のある事柄を知った場合は、これを放置せず直ちに通告します。

⑤【職員の安定従事】

私たち職員は、法人理念の具現化と、利用者への専門的支援の向上をめざすために、職員相互に、自己啓発と豊かな生活の実現に努めます。

4. 関係機関、家族、地域社会との関わり <社会に対する倫理責任>

①【関係機関・家族との連携】

私たち職員は、利用者一人ひとりの生活の向上や生活上の諸問題の解決のために、第三者評価や苦情解決の仕組みを活用しながら、関係機関や家族・保護者との連携を密にし、継続的に連携していきます。

②【地域との連携】

私たち職員は、利用者一人ひとりが地域の中で市民として生活していくために、常に地域社会との関わりを持ち、理解と協力を得られるように努めます。

③【情報開示と法令遵守】

私たち職員は、本綱領の遵守が義務であり責任があることを自覚するとともに、地域社会の構成員として関連法令を遵守し、情報開示に努め、誰に対しても誤解を与えず、信頼関係の構築に努めます。

④【環境保護】

私たち職員は、業務上発生する環境への影響を考慮し、地球および地域社会の環境保全に向けて意識向上を図り、省エネルギーやリサイクル活動に取り組み、環境関連法の遵守に努めます。

⑤【社会正義の実現と社会への関わり】

私たち職員は、法人基本理念の実践と専門的知識・技術の活用に努め、他の専門職等と連帯して、社会の不正義の改善や福祉の向上、利用者の問題解決のため、施設内から地域社会、さらには国際問題にも関心を向けます。

5. 専門性への責任 <専門職としての倫理責任>

①【自己研鑽】

私たち職員は、私たち自身への信頼に基づいて社会から託された業務を全うしていくために、常に研鑽に努め、専門性を高めます。

②【内省的姿勢】

私たち職員は、自分自身の知識や技術の限界を認識し、謙虚な姿勢で業務に臨み、広く意見や教えを請い、関係者や関連機関と連携し、自分本位の支援に陥らないように常に自分自身の利用者支援の内容を省みて、利用者本位に改善しようとする姿勢を持ち続けます。

③【地域福祉への貢献】

私たち職員は、職務遂行によって得た専門的知識や技術を、地域社会の福祉の向上に役立てていきます。

④【信用失墜行為の禁止】

私たち職員は、その立場を利用した信用失墜行為を絶対に行いません。

6. 付 則

本倫理綱領は、平成18年4月1日より制定します。また、本倫理綱領の改定については、法人施設長会での協議を経て、理事長決裁により行うものとします。

平成18年 4月 1日制定

以 上

実習生の皆様へのお願い

八王子生活実習所では、感染症対策の一環として、

実習生の方に次のことをお願いしています。悪しからずご了承ください。

- ・ 来園時に検温をお願いしています。
- ・ 発熱している場合は、実習については実施できません。
- ・ 中止した実習は後日、代替日をご用意いたします
- ・ 下痢・くしゃみ・咳、鼻水、喉の痛み、関節痛などの諸症がある方は、来園時に必ず申し出てください。
- ・ 来園者の症状次第では、マスク着用や活動中止の措置をとる場合があります。

八王子生活実習所